

平成26年度 東京都税制調査会  
第2回小委員会 議事録

日 時 平成26年7月7日（月）

場 所 都庁第一本庁舎 33階北側N6会議室

平成26年度 東京都税制調査会第2回小委員会

平成26年7月7日(月) 10:00~11:56

都庁第一本庁舎

33階北側N6会議室

**【税制調査課長】** 開催に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。

お手元の一番左側、上から順に「第2回小委員会次第」「座席表」でございます。

その右側ですが、上から「第2回小委員会の論点」「固定資産税等に関する資料」「個人所得課税・地方消費税、消費税・車体課税に関する資料」、最後に地方財務協会発行の「月報地方税3月号」に掲載された〇〇委員の論文でございます。

一番右側でございますが、前回の小委員会で御質問等のごございました「一般財源の人口一人当たり額の状況」及び「都における三位一体の改革の影響」でございます。後ほど御覧くださいよう、お願いいたします。

また、机上に配付しておりますファイルの中に「平成23年度答申」「平成24年度中間報告」「平成25年度中間報告」及び第1回小委員会の資料をつづつてございます。

よろしければ、会議を始めさせていただきます。進行につきましては、〇〇小委員長にお願いいたします。

**【小委員長】** 皆さん、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

ただいまから「平成26年度東京都税制調査会第2回小委員会」を開催させていただきます。

それでは、本日のテーマの審議に入ります。

まず、固定資産税等に関する事ということ、これを前半のテーマにしたいと思いますが、これについて事務局から資料の説明をお願いします。

**【税制調査課長】** それでは、最初に「第2回小委員会の論点」を御覧ください。

本日のテーマは、固定資産税等に関する事のほかに、個人所得課税、地方消費税、消費税、車体課税に関する事の4つがございます。

最初に「固定資産税等に関する事」について御説明いたします。

論点といたしましては、改革の方向性、少子・高齢社会における固定資産税等のあり方としております。

資料の説明に入る前に、中間報告での記述を確認しておきたいと思います。昨年度は、固定資産税については議題としておりませんでした、お手元のファイルにつづつてございます24年度の中間報告を御覧いただきますと、35ページの下の方から、少子・高齢社会における固定資産税制についての記載がございまして、36ページにも、課題として「固定資産税の負担に耐えられない高齢の納税者が増加することが予想され、今後、そのような高齢者への対応が求められる」などとしております。

また、39ページの下から2つ目のパラグラフでは、「評価・課税の仕組みが複雑である等の問題が指摘されている。簡素で納税者にわかりやすい仕組みとなるよう、そのあり方について検討を行うことが必要」などとしております。

それでは、恐れ入りますが、第2回小委員会の固定資産税等に関する資料を御覧ください。委員の皆様には既に御承知の内容とは思いますが、御議論いただく際の御参考としていただければと存じます。

おめくりいただきまして、1ページからです。

資料1は、固定資産税・都市計画税の概要でございます。

資料2は、全国の固定資産税収の推移を土地、家屋、償却資産に分けて昭和58年度から示したものでございます。

資料3は、同じく東京都の固定資産税収の推移でございます。

資料4は、全国の市町村税収と、右側が都税収に占める固定資産税と都市計画税の割合を示したものでございます。

資料5は、固定資産税につきまして、標準税率の1.4%以外の税率を課している団体の状況でございます。

資料6は、同じく都市計画税につきまして、制限税率の0.3%以外の税率を課している団体の状況でございます。

資料7は、固定資産税の住宅用地の特例についての資料でございます。御案内のとおり、住宅用地には課税標準の特例がございまして、一番上のところに書いてありますように、小規模住宅用地で6分の1、一般住宅用地で3分の1とされております。その下の2つ目の○のところに住宅用地の特例の創設からの経緯を記載しております。また、一番下の○のところは、住宅用地の対象となる家屋とはどういうものかについて説明してございます。

次に、資料8にまいりまして、土地に係る負担調整措置について、評価と課税のそれぞれの経緯を説明している資料です。資料の上の段が評価ということになっていまして、平成6年度から7割評価という大きな変更がございました。平成9年度からは7割評価をやっているのですが、据置年度における下落があるときの簡易な修正ができるというような形で制度が変更されています。

また、真ん中の段の課税のところでは、評価額の急上昇に対応するため、負担調整率というものを適用するようになったこと、また、住宅用地の税負担を緩和するため、小規模住宅用地の特例が小規模住宅用地と一般住宅用地で特例がそれぞれ拡充されております。また、平成9年度からは、負担水準を均衡化させるために、負担水準という概念で低い土地については緩やかに上昇、負担水準が一定以上の土地については、課税標準額を引き下げ、または据え置くといったような措置をとっています。また、商業地等についての課税標準額の上限というのが設けられています。今、これは70%になっています。

資料9は、こうした制度の変更がありまして、現行どうなっているかということでございまして、現行の宅地等の課税の仕組みを、商業地等、小規模住宅用地、また一般住宅用地の3つに分けて図で示したものでございます。一番上の点々点となっているところが、地価公示価格の7割評価、ここが固定資産税評価額でございまして、商業地等の場合は、そこにまた7割を掛けたところが課税標準の上限になっています。

小規模住宅用地と一般住宅用地につきましては、その固定資産評価額からそれぞれ6分の1、3分の1に減らして、そこが課税標準になるということを示した図でございます。

資料10は、全国の商業地等における地価、評価額、課税標準額の昭和58年度からの推移を示したグラフでございまして、地価は昭和58年度を100としたときの指数、評価額と課税標準額は右の軸に額で示しております。

資料11ですが、こちらは新築住宅に係る固定資産税の減額特例の概要でございます。例えば一般住宅ですと、床面積120平米までの部分が最初の3年度間または5年度間、2分の1に減額されるというものでございます。

資料12は、固定資産税・都市計画税に対する主な軽減措置の概要でございます。

まず、最初に12ページの上の段でございすけれども、こちらは商業地等に対する固定資産税等の負担水準の引下げ条例減額の概要でございます。平成17年度に地方税法の改正により創設された制度で、先ほど資料9で見ていただいたとおり、本来、商業地等では、課税標準額は評価額の7割に抑えられていますが、23区におきましては負担水準の不均衡を是正し、過重な負担を緩和することを目的に、18年度に、条例により負担水準の60%まで税源を減額できるという改正がありまして、それを東京都のほうで条例に基づいて65%まで減額をしているというものでございます。

下の段が、税額が前年度の1.1倍を超える住宅用地等に対する固定資産税・都市計画税の条例減額の概要です。これは21年度に創設された制度で、こちらも本来は評価額が急上昇したときに上がっていく各年度の税負

担額は、原則税額の5%が限度となっておりますが、評価額が急上昇して税額が前年度の1.1倍を超えてしまうことがあり、その場合でも条例により1.1倍までは軽減できるという制度でございます。こちらも東京都がこの法律に基づいて条例で決めてございます。

13ページに移りまして、上が東京都の独自に行っている小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置でございまして、小規模住宅用地に係る都市計画税について、昭和63年度に都民の定住確保、地価高騰に伴う負担緩和を目的に創設されました。

下の段ですが、その下の小規模非住宅用地に係る固定資産税、都市計画税の減免措置で、こちらは平成14年度に中小企業の過重な税負担を緩和する目的で創設したものでございます。

14ページに進みまして、こちらも都独自の減免でございまして、耐震化のための建て替え・改修を行った住宅に係る固定資産税、都市計画税を減免しているものでございます。こちらは平成20年度に創設いたしました。

次に資料13でございます。15ページですが、こちらは地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例と言われておりますが、その条例委任の考え方でございます。〇〇委員も参加されておりました総務省の「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会」というのがございまして、その報告を受けて、平成24年度から、わがまち特例という制度が導入されております。これは税負担軽減の期間や課税標準や税額から一定額を減額する割合について、条例に委任することにより、各自治体が地域の実情に応じて軽減の程度を決定できる制度でございます。24年度からわがまち特例は幾つか、今のところ償却資産に係る固定資産税で数件、非常に規模が小さいものが導入されているところでございます。

資料14は、こちらは先ほど申し上げた「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会」の資料からの抜粋でございますが、この制度は例えば小規模住宅用地、また一般住宅用地の課税標準の特例ですとか、新築住宅に係る軽減といった特例にわがまち特例を適用してみたらどうなるかというイメージでございます。

一番上ですが、土地の小規模住宅用地に係る特例は、今6分の1なのですが、例えばですけれども、法律でその特例率を12分の1から4分の1の間で、地域の実情に応じて条例で決めてくださいと、そういった制度ということ。下のところに書いてありますけれども、例えばA市の場合ですと、小規模住宅用地について特例割合を高めることによって負担増をして、そして財源を確保して居住環境の整備に例えば使うといったようなことが考えられるのではないかと。そういったことを各自治体が地域の実情に応じて決められるような制度はどうだろうかという、そのイメージの図でございます。

これは地域の実情ということですので、その地域の実情というのは例えばどういうことかということをも具体的に示したものが資料15と16になっておりまして、資料15はまた同じ研究会の資料からの抜粋なのですが、例えば住宅用地の固定資産評価額には大きな地域差があるということを説明した資料でございます。小規模住宅用地の固定資産評価額は、東京都と一番低い秋田県で13.5倍の差がありますが、小規模住宅用地の固定資産税は、通常、給与収入から払うと考えますと、その給与収入と比較してみると、東京都と一番低い山形県でも1.5倍の差であるということで、東京の負担が重く、山形の負担が低いのではないかと示している資料でございます。

また、資料16のほうは、こちらは東京の23区と全国、それからほかの都市における1平米当たりの固定資産税額を比較したグラフでございます。上段が小規模住宅用地、下の段が商業地等に係る固定資産税額でございます。

資料17は、高齢化社会の固定資産税についての資料でございまして、持家に居住する家計を主に支えるものが65歳以上の世帯数とその世帯の年間収入額の表でございます。

資料18は、御参考として相続税と贈与税の概要をおつけしております。

説明は以上でございます。

【小委員長】 ありがとうございます。

それでは、お手元の資料にあります第2回小委員会の論点として、この固定資産税等に関することとございます。これに沿って御質問、御意見をいただきたいのですが、まず、今、説明を事務局からいただきました。資料について御質問がございましたらお願いします。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 資料5と資料6ですが、ここで固定資産税を超過課税している市町村では都市計画税を課していない傾向があると理解しているのでしょうか、という質問が1つ。加えて、これら2つの表を並べるよりも、固定資産税と都市計画税を両方課している市町村、固定資産税を超過課率しており都市計画税がある市町村、そして、固定資産税を超過課率していないが都市計画税が存在する市町村など、もう少しブレークダウンした数字があると非常に役立つなと思います。また、個別の団体からデータをとっているのしょうから、2つのデータを突き合わせて、両方やっているとか片方やっているとか、そういうのがあると助かります。

【小委員長】 2つを組み合わせたような表ですね。両方やっている、あるいは片方だけやっている。

【委員】 多分そういうところです。

【小委員長】 そういうのは調べられますか。

【税制部長】 私の手元に、今、全国の税率の一覧があります。〇〇委員の御意見なのですけれども、必ずしも都市計画税がないところだけが超過課税というわけではないという例もあります。一般的には超過課税をやっているところは、例えば北海道の炭鉱町ですとか、比較的財源が乏しいところと、逆に固定資産税をかけると財源が多分相当あってというようなところではないか。例えば福井県のほうとか、京都の北のほうとか、そういうところが地域差があるので、そのあたりについてはまとめてお示ししたいと思います。

【委員】 お願いします。

【小委員長】 これについては調査をお願いいたします。

【委員】 できれば市町村名までであると非常に助かります。

【小委員長】 ありがとうございます。

それでは、ほかの質問はいかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 15ページのわがまち特例のことなのですけれども、こういう特例措置ができるということを法律で決めることにしたというのはどういうことなのでしょう。地方税法上、超過課税とか減額とか、一応ある程度は地方に権限が任されておられると思うのですけれども、さらに、その上にこういう法律をつくって条例で委任しているということの考え方というのはどこにあるのでしょうか。

【小委員長】 これは、説明はよろしいですか。

【税制調査担当部長】 税率については、お話のように標準税率あるいは制限税率があるものについては制限税率の範囲内で決められることになるわけですが、課税標準であるとか、あるいは税額を減額するという制度について、これは法律で率も含めてきちっと決まっている状況になっている。これは課税自主権を拡大するといった観点から、法律で一定の範囲のものを条例に委任をして条例で決められるようにするという考え方のもとで導入されたものと考えてございます。

【小委員長】 つまり、これは報告書から資料をとられていますが、実際に地方税法が改正されたということですか。

【税制調査担当部長】 24年度から実際に幾つか課税標準の特例についてはというような形で個別に定められている。一般的にできるよということではなくて、今のところは個別に地方税法で定めたものについて、これを条例で定めるというような規定になってございます。

【小委員長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 先ほどの「わがまち特例」というのは、税率を変えるということですか、もしくは、課税標準を変えるということですか。

【税制調査担当部長】 先ほど例として新築住宅の家屋に対する税額の減額という制度がございましたけれども、課税標準の特例もしくは税額のそういう減額制度を対象として制度としては想定をされた。今のところは課税標準の特例に限って法律の委任がされているというような状況です。

【委員】 よくわからないのですが、特例というのは一定の条件を満たす特定の固定資産に対してこうするよという言い方ですね。

【税制調査担当部長】 はい。

【委員】 差別化を図るということですね。地域の中でもこういう条件を満たせば減額しますがけれども、そうでなければ通常のままですと、そういうふうな意味ですね。

【税制調査担当部長】 条件については一応法定になっています。

【委員】 法定というのはどういうことですか。

【税制調査担当部長】 例えば今おっしゃったような、こういう条件を満たすものというところは法律で定まっています。率をどの程度の率で、課税標準の特例を3分の1にするのか、2分の1にするのかといったところは条例で決められる。検討の過程では、条件のところ自体も条例に委任していいのではないかというような考え方もあったようですが、そうしてしまうと、要はかなりわかりにくくなってしまうということもあって、条件のところは法律で法定をし、率の部分のところを条例に委任するというような制度になってございます。

【委員】 だから、ポイントは、通常の制度であれば、同じ地域内であれば、今、標準税率ですから、基本的には標準税率を上にしたり下にもできるわけですね。そういったときには、そこにある固定資産全部に掛けなければいけないのだけれども、今回ののは、そういうことではなくて、国が決めるかどうか知りませんが、一定の条件を定めたものに対して優遇措置をやる、やらない、そういうイメージですね。

【税制調査担当部長】 ですので、超過または軽減税率を課せば土地、家屋、償却、全部の税額が変わってくるわけですが、特定の条件を満たした資産についての特例が減額措置であったり増額することもできるわけですが、そういった市町村単位で適用率を変えるということができるといって制度になっています。

【委員】 わかりました。

【小委員長】 よろしいですか。

追加の説明をお願いします。

【税制部長】 ちょっと補足をさせていただきます。このわがまち特例なのですけれども、もともと鳥取県知事だった片山善博さんが総務大臣時代、非常に熱心に推進をしたのです。もともと固定資産税はいろいろ政策税制ということで、特に償却資産を中心に、取得から一定期間を軽減するというような措置が法律で今まで定められていました。ただ、これは地域によって全く適用のないところもあり、あるいは地域によってどのくらい軽減するか、政策的に判断してもいいだろう、地域の自主性を高めようということで、数年前から、期限が来たものの中で適切なものをこういうふうに条例でどれくらい軽減するか定めなさいと、何を対象とするかは法律・政令で定めると、こういう制度を設けたということでございます。

地方税の場合には不均一課税という制度がありまして、公益のために必要がある場合には、一律の課税でなく特定のものだけ税率を下げるということが一応制度としては用意されております。ただ、なかなか固定資産税で不均一課税というのはそれぞれ市町村が独自に判断するというのは難しいものですから、やはりこれも国のほうで基準をつかった国際観光ホテルであるとか、特定のものだけが今対象となっているということでございます。

補足させていただきます。

【小委員長】 それでは、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 不均一課税をなぜ使わないのかという質問をしようと思っていたのが1つなのですが、いま、補足説明を頂きました。しかし、不均一課税は結局のところ、自治体では判断能力がないから、しようがないからという話だとすると、わがまち税制もどうせ考えられないだろうということになります。わがまち特例ならぬわがまち税制になるだろうというのがほとんど目に見えるので、若干心配があるなという印象を持ったわけです。繰り返しになりますが、簡単に言えば不均一課税をなぜしないのかと。税率で示されないほうが非常に不透明です。税率で示されれば、ずばりはっきりわかるわけですが、税率で示されないと表面税率だけは同じで、あたかも負担しているかのごときに見せて、実はわがまましやすい。圧力団体的には非常に望ましいと、政治学的には言えます。だから、非常に心配な考え方です。ただ、国が既にたくさんもう使っているので、悪事が地方に及ぶだけだから大した問題がないという判断なのかもしれないのですけれども、本来の税制の考え方からだと、税率で動かすほうが明快なのではないかという印象を持ったということでございます。御説明は既にいただいたと思うのです。

【小委員長】 追加の説明をどうぞ。

【税制調査担当部長】 不均一課税、自主性といったときにお話のようなことが出てくるわけですが、1つは説明責任を各市町村で負うのがなかなか困難であるということがあるわけですが、もう一つの問題点として、交付税の算定をどうするか。課税標準を法定している、標準税率もそうでございますけれども、交付税算定の基準というのをどこかに設けなければなりませんので、これはやはり標準のところを標準税率で計算し、また、法定された課税標準をもって算出される税額というのが基準財政収入額になるわけですが、不均一課税を適用して仮に減額をした場合に、当然その分の交付税措置というのがされなくなるわけです。このわがまち特例の制度の場合には、15ページの資料13のところがございますけれども、参酌すべき基準といったところが法律で示されてございまして、ここが交付税算定の基準財政収入を算定する際のよりどころとなるとなっております。これより上を適用すればその分自治体の収入となり、それより低い額となれば基準財政収入にはカウントされませんので、税収減になるといったところを自治体で負うことになるというような制度になっているところでございます。

【小委員長】 では、それに関連して、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 今の点、もう少しお伺いできればと思うのですが、普通は減税をすれば交付税には影響しないので、それは各自自治体の自己負担でやるということなのですか、わがまち特例における課税標準を下げると、基準財政収入額が下がるということなのですか。

【税制調査担当部長】 必ず参酌すべき基準というのが設けられる制度になっております。ですから、例えば先ほど一般住宅用地の特例が6分の1を12分の1から4分の1の範囲内でするときに、多分真ん中ぐらいのところ、例えば6分の1を参酌すべき基準と法で定めた場合には、6分の1が交付税算定の基準になりますので、それより低い率、12分の1にした場合には、その差額はOWNリスクということになり、また、それより高い率、4分の1にしたときには、そこは実際に独自の収入になるということで、そういうような制度になってございます。

【委員】 そうすると、標準税率を定めて不均一課税した場合と全く同じで、やはり何のために課税標準で動かすのかという論拠がはっきりしないというのが率直な印象です。税率でやると自治体に不幸になるけれども、課税標準でやればその分、基準財政収入額を減らして、交付税を増額できるというのであれば、それはそれなりの意味があるのでしょうか。それはいいかどうかはともかくとしてありますけれども、依然として理屈はよくわからないという印象を持ちました。

【委員】 済みません、整理させてください。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 このわがまち特例をやると、交付税への影響はないということですか。

【税制調査担当部長】 ですから、参酌すべき水準というところが、いわゆる税率で言えば標準税率になるわけですので、自治体のOWNリスクで下げることでもできるし、自分たちが収入を得るためにそれより高い率を定めることもできるということです。

【委員】 だから、影響はあるのですか、ないのですか。

【税制調査担当部長】 影響はあるという意味は。

【委員】 いずれにしても交付税の額が変わるか変わらないか。

【税制調査担当部長】 交付税の額は、参酌すべき水準のところにフィックスされますので、交付税の額は変わらないです。

【小委員長】 ちょっと確認します。例えば資料14に、標準税負担軽減措置の粗いイメージというのがあります。ここによく出てきますが、小規模住宅用地6分の1という措置がございます。これはもう今はこうしなさいということになっているわけです。ところが、これを今事務局が言われたように参酌すべき基準と読みかえた場合、6分の1の隣に、標準化の例として、12分の1から4分の1まで、要するに上限と下限を書いてありますが、動かしても結局のところ交付税算定は6分の1でやる、これは変わらないということですね。それを税率つまり不均一課税でやるか、それともこういう課税標準を動かすことでやるかということですね。

【委員】 質問なのですけれども、交付税の場合、標準税率をやると、不均一課税のときも関係があるのですか、ないのですか。ないですね。

【小委員長】 不均一課税というのは、例の軽減税率ですね。軽減したからといって、別に交付税が増えるわけではない。

【委員】 標準税率でやるだけです。だから、両方変わらないのです。

【小委員長】 きょうの資料は課税標準で変えるというやり方ですね。ただいまのは税率のお話なので、そこが違うということです。

【委員】 この研究会に加わっていたのですけれども、今のような御議論も委員会でいろいろやりました。税率をどういふふうに見るかといったときに、シグナリングみたいな形で課税標準が一定であれば、それぞれの地方公共団体がどれだけの負担を住民に求めているかということで、足による投票ではないのですけれども、そういうシグナリングとして使えるのではないかという意見がある。一方で、もう一つは、とりわけ小規模住宅用地の例だけではないのですけれども、6分の1に固定しておくこと自体が、それぞれの地域の実情に合わないのではないかというような意見が出ています。というのは評価替えがあったとき固定資産税の評価がかなり乱高下するので、そういうような対応をとるときに、6分の1にした。そのときには、全国一律で適用するような法改正でやらざるを得なかった。

その辺のところをもう少し弾力的なことができればよかったのではないかというようなことが、恐らく当時の片山大臣なり周りの総務省の方々のアイデアにあって、そのときに標準税率と同じような形で課税標準というようなものをベースにしたらどうかというような御意見が出てきていた。だから、そういう意味では税率を動かすのではなくて、本来、地域の実情に合った課税ベースを地域が選べるようにしたらどうかというようなお話で、ただし、そのときに6分の1を基準財政収入額を算定するときの基準となり得るようなものにするかどうかということについては、考えなければいけませんねという議論だったと思います。いいか悪いかはまたいろんな御意見があろうかと思うのです。けれども、ただ、今後のことを考えたときに、こういうようなことについて、ひょっとしたら東京は6分の1というのが妥当するかもしれないけれども、ほかの地方公共団体は6分の1にと



どめ置くこと自体が、やはり税収を上げる上で制約になっているのではないかというようなこともあって、そのときにいろいろな政策手段の1つとして使えたらというのが、恐らく当時の総務省の事務局の考えにあった。固定資産税を今後どうしていくかといったときに、一気に小規模住宅の特例を全廃しろというような方向で行くことがなかなか難しいときに、少しずつでもその地域の実情に即して、小規模住宅用地についても適正な水準に負担を求めていく方向も1つの方向として議論されてはいいのではないかというような話も、恐らく当時、いろいろなお考えの先生がいらしたので、それが最大公約数かどうかは難しいのですけれども、当時の事務局はその辺のところをそういうふう考えていたと思います。

ただ、全廃してしまうと、基準がないと非常にわからなくなるということで、こうした例として、上限と下限を定めたらどうかというようなことについては、大多数の方がそういう御意見だったのではないかと記憶しています。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

では、追加で〇〇委員、どうぞ。

【委員】 もう一回、資料14で、また交付税に戻って申し訳ないのですけれども、今、6分の1で入っているわけですね。これを例えば12分の1から4分の1に変えたとしても、交付税に入れる6分の1は変わらないのですね。これは変えるのですか。

【委員】 それも例えばもう少し上げようという特例を余りにも大幅過ぎるのではないかといったときに、その基準自体を6分の1ではなくて、もう少し上げるような形でのことも含みとしてはあるのではないかと思います。

【委員】 今の制度自体はないのですか。

【委員】 まだないです。

【委員】 では、今後どうなるかわからないということですね。

【委員】 わかりません。だから、このときに6分の1というものをどういうふうにするかといったときに、全国一律に。

【委員】 こんなのは変えたら変でしょう。

【委員】 だから、そこはどうなるかわかりません。6分の1という水準がいいのかどうかということについての議論は、今、基準財政収入額を算定するときには、現在の法律のもとでの計算で6分の1が固定されていますからそうになっています。

【委員】 だから、それが変わるかわからないだけで、地方の行動によって、この6分の1が変わるかかわらないかというところが問題で、6分の1でも4分の1でもいいのですけれども、要するに、とりあえずはまだわからなくて、今後は変わる方向、可能性があるということですね。

【委員】 それは可能性があるかどうかわかりませんが、参酌基準というものを基準財政収入額に入れるべき特例率をどうするかということについては、現在のままでいけば6分の1ですけれども、それを標準的な形で参酌基準を例えば4分の1にしますと国が決めたなら、それが基準財政収入額。

【委員】 それはそれでいいです。ポイントはそこではなくて、地方が選んだことによって6分の1になって、4分の1になってなるかという。

【委員】 それは国が決めることではないでしょうか。

【委員】 だから、国が決めるにしても、地方が変えることによって交付税による参酌基準が地方の選択によって動くかどうかということです。

【委員】 それはわかりかねます。

【委員】 そういう議論もないのですか。

【委員】 ないです。

【委員】 国が一律に6分の1、4分の1、何でもいいのですけれども、ポイントはわかりました。済みません、ありがとうございます。

【小委員長】 ○○委員、何かございましたら。

【委員】 お聞きしようとしたことの大半が出てしまったのですが、少しだけ。一つ目は、資料14のあたりで交付税の影響はどうなるのかなと思って聞こうと思ったのですけれども、今のお話で、まだ余り決まっていなくて、参酌すべき基準というものがどうなるかによって変わってくるということだという理解をしました。

二つ目は、不均一課税との関係でどうなのかという話もお聞きしようとしたら前に出てしまったのですが、それに加えてお聞きしたいのは条例減額に関する議論というか、条例減額の話というのは余り出ないものなのか。今回の流れで不均一課税もあると思うのですけれども、条例減額を使ってやるとか、それらの関係の議論はどのようなのですか。

最後に、先ほど○○委員がおっしゃった観点で一言申し上げると、固定資産税と都市計画税は課税根拠が異なっているとは思いますが、一応両者の関連という意味で、もしできれば両方合わせた資料があればと思います。

【小委員長】 説明がありますか。

【税制調査担当部長】 まず、固定資産税について、やはり負担の水準をどうするかといったことで住宅用地の特例がつけられてきている。住宅政策という意味合いもありつつ、やはり住宅と非住宅とで固定資産の負担の水準というのはある程度調整が必要ではないかという考え方で設けられている。

今、○○委員からお話がありました、条例で減額をする、負担水準の上限を法律では70%になっているものを、60%から70%の範囲で条例で決めることができる。これに一種統一をしていけばいいのではないかと。住宅用地であればこの範囲、非住宅であればこの範囲に条例で定められますとすれば、住宅用地の特例というような形で設けなくてもいいのではないかと議論の方向性というのはあり得るのかなとは思っております。

ただ、1つの今ある制度の中で言うと、住宅用地の特例という課税標準の特例制度があって、これをわがまち特例という中に持っていけば、条例で課税自主権で選べるというようなことが地域の実情において則してやっていくということができるのではないかと。

やはり、税率でというお話が当然基本的な考え方になるかとは思いますが、やはりここに議論がいつている考え方のポイントは、土地、家屋、償却と3資産を見たときに、どうもこの調査会の御議論の中でもあったかと思うのですけれども、土地の負担が少し低いのではないかとか、あるいは住宅用地の特例というのを平成6年に7割評価にしたときに下げ過ぎたのではないかと議論が自治体の中でもかなりよく聞かれる議論でございまして、そういったところを考慮して総務省もこういった制度を導入してはどうかというところが問題意識としてあったのではないかと。

そのときに、東京都として考えたときに、6分の1、3分の1というふうな率が定められたときに、どうもやはり東京の地価というものを考慮していただいてかなり低い率に定めているのではないかと。ところが、全国的に見ると、6分の1、3分の1でそれは下げ過ぎではないかといったときに、参酌率といったものを先ほど○○委員がおっしゃっていましたが、上げることで全国的にもそういった地域の実情に応じて固定資産の負担水準を上げやすくなる、そういったことはあるのではないかという認識で、東京都からそういった意味で全国の自治体の税収を少し確保できるような制度の提案をしていく1つのアイデアになり得るのかなといったことを考えているところでございます。

【小委員長】 ありがとうございます。

今日、お示ししている資料は、以上のように、実際にはいろいろな負担軽減措置なり特例措置があつて、しかも全国的に行われているものもあれば独自でやっているものもあるということです。

こういったことを材料として、ここからは意見といいますか、どういう形での改革、全国的な改革なのか、それとも東京都独自の改革といいますか、方向性なのか、両方あり得るでしょう。これについて御自由に御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

**【委員】** ありがとうございます。まず最初にお礼を言わなくてはいけないのは、この三位一体の改革の影響の資料、ありがとうございます。その上で、今の御議論に関する点が1つあつて、その後、今、次のステージということに関する点です。1つ目は、資料9を見ると、やはり小規模住宅に対する減免措置が少し強いのではないかという御議論があつて、そのプロセスの話が少しあつたのかなという感じがします。段階的に階段を用意してあげないと実際に自治体が上げていきにくいのではないかというお話が先ほどの〇〇委員と〇〇委員のお話だったのではないかという印象は持っています。

その上で、私の個人的な意見としてはそこではなくて、改革の方向性ということなのですが、税はシンプルであるべきだと私は思っているのです、その意味では個別の減免規定がやや多過ぎるので、それは恐らく整理の方向に向かうべきだろうというのがまず1つ私の考え方です。

その上で、では、翻って、私の記憶が正しければ、今、固定資産税が1.4と都市計画税が0.3で東京都特別区内は掛けているのでしょうか。そうすると、その意味では固定資産税は今、少なくとも他の団体を見てみると、標準税率を外れているという実態や、1.7ぐらいまでは上げている団体があるということを考えてみますと、まだまだ税率に基づいて、つまり、透明で、かつメッセージ性も非常に強い、シンプルに動かせる税率の引き上げ余地があるわけですから、私としては、他の細かいところの減免規定をいじるとか、廃止以外の方向でいじるとか、そういうことは考えなくて、素直に税率の引き上げることに関しては、固定資産税の税率に関しては、この後の防災対策等も含めてかなり有益な情報が発信できるのではないかというのが私の印象です。

**【小委員長】** ありがとうございます。

〇〇委員、どうぞ。

**【委員】** 先ほどお話しされたことと関係すると思うのですが、やはり固定資産税が土地、家屋、そして、償却資産に対して一律に同じ税率を適用しているということ自体がおかしい制度になっていると思います。3つの課税ベースは違うのですから、やはり税率も3つに分けるべきだと思います。この点を都税調の主張として発信できるのならば、比較的強い調子で主張すべきだと思います。

それら3つの固定資産税の標準税率は国が決めることになると思いますが、地域の実情を加味した政策を強調なさるのであれば、くだらないとまでは言いませんが、「わがまち何とか」ということをやるのではなくて、3つの異なった課税標準に応じて固定資産税の税率を決めるべきというのが一番筋が通ったわかりやすい主張だと思います。割とこれは強い意見として言っていいただければいいかなと思います。

以上です。

**【小委員長】** この点、いかがでしょうか。固定資産税の改革の方向性ということについて御意見出されております。

〇〇委員、どうぞ。

**【委員】** 私も基本的には税率で動かすというのは本筋であつて、それによって、いわばわかりやすい数字を出すべきです。価格メカニズムのアナロジーで言えば、価格の代わりに税率に情報を集約できる。税率に情報を集約しないで、何だかよくわからないで税額を下げられる。そもそも、沿革的に言えば、課税評価がいいかげんだったということ自体が最大の問題で、それをとりあえず是正してきたわけです。筋から言えば、税率で決める。

その場合、異なる質のものを同じ固定資産税とやっているということ自体が難しいわけであって、もともと地租・家屋税と両税だったわけですから2税だったわけですし、それを3税に分けても、むしろ本来の筋ではないかと思います。その意味では、〇〇委員の御意見に全く賛成であります。

わがまち特例の参酌基準の問題は、地方財政計画の策定上かなり危ない話がいっぱいあります。名目上、総務省・財務省は高めのものを設定してきて、実質的には画餅といいますか、取れない税収を取れると称して地財計画を策定するという方向に、つまり、上にインフレさせた形で参酌基準を設定してくるというのが目に見えている。東京都は困らないかもしれませんが、ほかの自治体は困る可能性が非常にあるということがありますので、基本的には総務省・財務省が地財計画において高めの参酌基準、法定のバンドの上のほうをやってきた。結局自治体はそちらのほうに誘導されざるを得ないのではないかと。

仮に、自治体の実勢平均が参酌基準を下回っていると、下回ってくれば多くの自治体は、下のほうで振れていけば地財計画の計算で使う標準や参酌基準は、机上論ではなく実勢平均の方だということに合わせて頑張ることはできます。自治的多数決という言い方もします。けれども、恐らく無理で、国はここまで取れると言っているのだからとればいいのではないかと、減らしたのは自治体側の勝手だろうと言われるので、恐らく地方財政保障という点からはかなり危険な提案であると思う。ただし、標準税率に手をつけるほうがもっと危険であるという立場からは、国のようなアイデアになるのです。せめて課税標準で何とか頑張れないかという政治的御判断なのではないかと思えます。課税標準でもかなり地財保障上は危険なものを伴うのではないかという気が、東京都はそれほど心配なくていいと思えますけれども、全国的にはかなり危険な提案ではないかと思えます。

【小委員長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

【委員】 質問の時間は大丈夫ですか。

【小委員長】 時間配分ですか。

【委員】 はい。

【小委員長】 今日は、前半はこの議題でいこうと思っています。

【委員】 では、資料7で、いろんな経緯で住宅の特例が来ているのですが、やはりバブル期の地価が上がったことによって下げているわけですね。現在においてはバブル期と比べて地価はどうなってきたのでしょうか。地価が上がったから、もしくはほかの財の価格に比べて地価の相対価格が上がったから、固定資産税を下げたというのであれば、当然先ほどおっしゃったように地価の地域差もかなりあると思いますが、地価の下落に応じて固定資産税の税率を元の高い水準に戻すという話にはならないのでしょうか。

【税制調査課長】 資料10で、全国の商業地等ですが、地価が58年度に100とした場合に、指数を左側の目盛りで載せてございましたので、少し御参考になるかと思えます。

【小委員長】 先ほど事務局からの説明の中にありましたが、東京都に限らず、全国的に見れば市町村が課税しているわけです。これについて例えば住宅地の特例に対する、いわゆる市町村側の評価というのはどうなのか。先ほど御発言があったようですが。

【税制調査担当部長】 昭和38年に評価基準が策定されて、そこから評価のルールというのが決まったわけですけれども、実際には、課税標準の方はその当時の課税標準に少しずつ率を掛けて上げていく。そういったことで実際の地価の上昇というのは当然地域によって違うわけですから、負担の不公平というのがだんだん広がっていったという中で、何とか評価額と課税標準との関係を適切な関係のものにしていかなければいけない。いきなり近づけることは難しいとしても、その調整をしっかりと、最近の最も新しい地価に近づけていかなければいけないといった中で、いろんな改正が進んできたわけです。48年度に特例率が定められたといったときは、やはり評価額により近づけていく形で負担調整の制度を変えましょうといった中で、つまりは、地価が一方で上

昇をすごく大きくしていたわけですが、そういう中で課税標準をできるだけ評価された評価額に近いものにしていくのが負担調整になります。

そのときに、ただ住宅については、そうすると負担が急に増えてしまうことになる。そこは一定の負担の勘案が必要ではないかといったことで2分の1の特例率が定められ、そして、さらに、すぐ翌年には4分の1の小規模に対する、もっと小規模な住宅がさらに負担を勘案する必要があるのではないかといったような議論があったというのが48年、49年になるわけです。

【委員】 ありがとうございます。

そこでわからないのは、ここでは地価の変動に応じて負担の変化を勘案すれば良いのですから、ずっと2分の1や6分の1に維持しておくことにはなりませんよね。このロジックが全くわからないのです。

【税制調査担当部長】 御指摘のように、負担の激変を緩和するまででいいのであって、全体としての負担の緩和というのはまた別の議論ではないかというのが、当然、そのときの議論としてあったと記憶しております。ですけれども、結局そこは激変緩和と同時に、やはり用途によって固定資産税の負担すべき水準というのは差があつていいのではないかという考え方が同時にあったのだらうと理解しております。

【委員】 でも、用途としてみれば規模が異なっても住宅は住宅なので、固定資産税率は一律であるべきではないでしょうか。よくわからない。

【税制調査担当部長】 小規模と一般の住宅ですね。一定の標準的な住宅に供されるのが、200平米がどうかかわりませんが、200平米というのは普通の方がお住まいになる普通の家でしょう。さらに、それより大きな住宅というのは特例率が下がってもいいのかなとお考えになったのだらうと思います。

【委員】 きっとこれからのことを考えたときに、今の国の大きな動きは、地方法人課税を下げ、それにかわる財源を地方団体がどういうふう確保できるかといったときに、一部の識者の御意見の中には固定資産税の今の、6分の1等々の特例を一遍にやめたらどうかという意見もある。そういうような御意見があったときに、一遍にやめるということが今の課税状況からして、消費税が上がっている状況で、法人税を下げ住民の負担を増やすこと、法人の負担を減らして自然人の負担を増やすというようなことが本当にできるのかというと、納税者の納得ということを考えるとなかなか難しいかもしれない。

そうすると、この小規模住宅についての6分の1というのは、今、〇〇委員がおっしゃられたように、幾らなんでも下げ過ぎではないですか。そうすると、これを上げるような形で納税者の納得を得るには、上げたときに、その上げがダイレクトにそれぞれの地方公共団体に様に及ぶのではなくて、ある程度の幅をつくった上で、現行のままにとどめ置くようなことも可能ですよ。ただし、それは参酌基準を特例率として今6分の1に固定していますけれども、例えばこれがほかのもう少し上げるような特例の幅を縮減するような形の特例率を標準にするということにしながら、それぞれの地方公共団体が対応可能なようなことができる、そういうような道として、このわがまち特例は使えるのではないかというのが、恐らく総務省のお考えかどうかかわりませんが、そういうふう考える方々もいらっしゃるのではないかと。

だから、参酌基準をどういうふうにするかと言ったときに、今、6分の1が参酌基準になっているのです。言っている意味はわかりますか。これを例えば参酌基準ということではなくて、今、6分の1になっているけれども、それは参酌基準であると同時に個人の固定資産税の負担額を決めています。

【委員】 逆ではないですか。そうだから参酌基準なのではないですか。参酌基準というのは交付税の制度の中の話だから、別の問題。

【委員】 そうです。ただ、そのときに標準税率の意味は、交付税の基準財政収入額を決めるときのその基準となるべきものという形で決まっていますから、それは準拠基準にもある意味なっているわけですね。

【委員】 それでいいのですけれども、先ほどおっしゃったのは、緩和措置は税負担者が納得いくようにとい

う話をされたので、それは別に交付税がどうなるかは関係ない話ですね。

【委員】 そのときにどういうことかと言ったら、もう一度繰り返しますけれども、今、6分の1のまま言っていることが、例えば特例を全廃してとか、あるいはこれを3分の1に引き上げた場合には、当然にそのことが法律上決まっていますので、そうすると一律に評価額が、課税標準が上がりますから、そういう意味で住民の納得が得られるかどうかということを行っているわけです。

【委員】 交付税は関係ない話ですね。単に住民負担が上がるか下がるかの話ですね。

【委員】 はい。

【小委員長】 この6分の1のところに議論が今日は集中したわけですが、固定資産に関しては、確かに課税標準のところでのいろいろな負担軽減なり特例なりを入れる形で今まで対応してきました。そういうやり方がいいのかという問題と、しかし、そういうやり方を変えて全部税率のほうでやったらいいのではないかの考え方、それから、全部一度に変えるのは大変だから、この6分の1という値を変える、あるいは3分の1を変えるという形でやっていくほうが現実的ではないかという考え方。いろいろあるかと思いますが、今のところ、まだまとまっておりませんので、どういう形で答申に反映させるかといったことはこれから考えます。時間がございますので、今日のところはいいですか。

〇〇委員。

【委員】 済みません、手短かに申し上げます。今、この特例、6分の1の話が出たのですけれども、今日のテーマの1つで少子・高齢社会における固定資産税のあり方という話があって、恐らく東京の特殊性という話が先ほどから出ていますけれども、これから24年度の報告書にもあるとおり、高齢納税者がどんどん増えてくる中で、高齢者がこの負担に耐え得るのかどうかということが東京の大きな課題なのだろうと思っています。

特に、今、東京もオリンピックのこともあって再開発が進んでいて、新しく高い価格あるいは高い賃料で貸せるという収益率を基準に考えると、昔から住んでいる方たちがそれに合わせた形での固定資産税を負担できるのかどうかというところのギャップがこれからますます広がっていく可能性があるだろうと。そこをどう見るのかということ踏まえて都のあり方というのを考えなければいけないと思っています。

先日、総務局行政部のほうが今後の東京の人口構造を500メートルメッシュの地図に落としとして推計した資料を出してくださったのですが、衝撃的だったのが、2030年になると23区のかんりのエリアでは500メートル四方の圏内に1,000人ぐらゐの高齢者の方がいるということでした。つまり、徒歩10分圏内のところにそれだけの高齢者の方がいて、かつ単身の方もいる。その人たちの住まい、その人たちが安定的にそこでの暮らしを営めるというようなことを考えて、これからのまちづくりをデザインするのか、もう少し、例えばその住まい方も含めて、高齢者のための専用住宅というのをつくって、そういうところに例えば移ってもらうような形で土地の効率的な利用を考えるのかとか、今後高齢者が増える中で東京のまちづくりをどうするのかということとセットで、この固定資産税のあり方ということも考えていかなければいけないのだろうと思っています。

ただ、この間の答申にもあるとおり、必ずしも政策税制ということで固定資産税を軽減してどうこうということではないのですけれども、そうしたまちづくりに必要な財源を確保するということと、負担ですね。担税力があるかどうかというところの見合いで、どのように特例の率を決めるのかとか、軽減を入れていくのかということがトータルな政策パッケージとして考えられて、その中で固定資産税を位置づけるということが東京の場合、非常に重要になってくるという印象を持ちました。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【委員】 今の〇〇委員の御発言、趣旨はわかるのですが、答えは非常に簡単で、税率を上げたら高齢者（仮

に高齢者にレントの負担できないとして) が去ってくれるのだったら手当てしなくて済む。かつ、税率を上げたら、その分の財源を使って適切な措置をすることができるので、今、〇〇委員が言ってくださった課題に対する「税制的」な解決は1つにしか見えていないので、今ここでわざわざ論点に入れる理由がわからないのです。

【委員】 あと担税力の話がされていましたが、固定資産を持っているから税がかかるのであって、税に充てるキャッシュがなければ固定資産を売ればよいのです。それで土地の集約も進みますから。土地持ちだけでもフローのお金がない人がかわいそうという言い方をされますけれども、都内に土地を持っている人が貧しいかわいそうな人とは思えません。

【小委員長】 では、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 先ほど資料10で平成の初めから急激な地価の上昇があって、それに対処して、6分の1というような試行があったということ。これは、それでその時代をあらわした考え方だと思いますから、それをずっと続けるということではありません。もちろん、この部分、バブルなのです。泡なのです。泡に対して、当時そのまま課税できるかという話ですから、だから、その部分については、今日、適切な配慮をしなければいけないというので、私は6分の1という分数の話ではなくて、状況への対応と思います。

泡はなくなりました。泡はなくなっているのですけれども、ただ、固定資産税というのは伝統的に、創設されたときからずっと収益を前提に課税しているのです。賃貸価格をそのまま課税標準とした時代もあるぐらいですから、収益がどうなのかということを考えなければいけないのであって、全体として6分の1が妥当かということとを別にすれば、収益はまだ十分に上げられず参酌基準が必要になっているということが事実だと思います。そのことは考えておかなければいけない。

もう一つは、土地持ちだけの話だと言うけれども、それは賃料に跳ね返るわけですから、国民全体の話になるわけです。土地があるかないかではなくて、住む場所がどこかになければいけないわけですから、当然に賃料に跳ね返るという部分を考えて、やみくもに税負担を上げればよいというような話ではないし、上げたから東京から出ていけばよいという話にもつながらないと私は思うのです。

東京には人が集まっていたかなければいけないし、働く人がいなければいけないし、土地のない人でも来ていただかなければいけないわけですから、そのことを踏まえると、やはり余りにも賃貸価格と離れた課税標準にするということは望ましくないと私自身は思っています。そのところは参酌基準として議論していいことだと思います。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 〇〇委員の提起は、税制の問題と社会保障の問題をいわば総合的に検討すべきであるという御提案だったので、〇〇委員の意見と、実は矛盾していません。社会保障のほうでやることをどうするのかを都税調で考えられていくか、主税局で考えられるかというものはあるけれども、少なくとも東京都としては総合的に考えるべきではないのかという御提案だったのではないかなと思います。問題は税制の問題を税制だけで検討するという発想を墨守して、なぜ分担管理でない地方自治体がそういう縦割りをやっているのかということのほうにより深刻な問題なのではないかなという気がいたしております。

それから、高齢者の居住の継続の問題は、確かにそういう意味で総合的に、都としてほかの部局の政策で借りられる対処をすればいいのではないかと、資産を担保にする武蔵野型の在宅福祉のような納税の仕組みがあれば、それはそれで成り立ちます。しかし、現実には高齢者は自分で借りられません。保証人がいないと借りられませんから、自宅を売却して納税したら、現実的にはホームレスになるので、それは現実的に追い出せない。

それから、老人は、住居を移すと普通は要介護度が高まりますから、かえってコスト高になるのでそのまま置いておいたほうがいいのかというのは、経済学者以外の普通の人の総合的判断だと思います。けれども、それは総合的に判断したほうがいいのかという御提案だと思います。つまり、これも、やはり分配問題なのであっ

て、高齢者がずっと住まなければならないというのはそのとおりですが、若くて市内には住めない人もたくさんいるのだということも含めてトータルに考えていかないとなりません。今いる人を追い出すのはかわいそうだし、しかし、今住めていない人はそもそも声も上げられていないではないかと。東京都に住んでいてぜいたく言うなという人も山ほどいるのではないかとということです。その意味では私は〇〇委員と一緒に、かわいそうだと単純には言えないのではないかと。やはり分配問題としては、そんなに高齢者が東京に住まなければいけないのかというふうな論点も有り得る。私だって住みたいという人が山ほど世の中にはいるのではないかと。私は都内に生まれていたら住んでいたいのに、たまたま生まれが都外だったから都内に住めていないのだという人は山ほどいるわけですから、そういう意味での分配問題はやはり総合的に考えざるを得ないのではないかと気がします。

【小委員長】 ありがとうございます。

この点、実は今回の議題が少子・高齢化、人口減少社会における税制のあり方なので、話をそちらへ持ち越したいと思います。

では、どうぞ。

【委員】 あと地価が、特に東京の場合は収益還元価格になっているかどうかというのは、先ほど〇〇委員がおっしゃったのに関連すると思うので見ていただければと思います。

【税制調査担当部長】 固定資産評価について、現行法の解釈としては、取引価格であるといったところが確定をしております。裁判所でもかなり議論があって、収益還元価格を超える部分は違法であるというような訴訟があったわけです。それに対し、現行の固定資産税の規定というのは、取引価格ということを決めたものだというふうに最高裁が判決で示した。ですので、鑑定価格を出す際には、取引価格の異常要素を排除するという観点で原価法、それから収益還元法といったところを参考にはいたしますけれども、ベースとしては取引価格を評価の考え方の中心において評価をしているということです。これは東京に限らず全国同様でございます。

【小委員長】 ありがとうございます。

【委員】 それはいいのですけれども、収入還元価格と合っているかどうか。

【税制調査担当部長】 収益還元価格というのをどう算定するかということが今度は問題になりまして、そもそも賃料の算定であるとか、将来的な収益の見積もり、また、その還元率をどうするかとか、そういった不確定な要素あるいは資料の収集がそもそも困難であるといったことがあって、これが収益還元価格ですよといったところは、取引事例比較法によって取引価格を求めるよりもかなり主観的な要素といえますか、そういうようなものがあってというような。

【委員】 それは私も研究したことがあるのでわかっているのですが、シミュレーションみたいにしてこういった割引率で、この地域だったら平均どれぐらいの毎年収益があるので、例えばこれの数値を変えたときにどうなるかという、そういうのもされていないですね。

【税制調査担当部長】 そういうのはやっていないです。

【委員】 そういうのがあると思ったので。わかりました。

【小委員長】 どうぞ。

【委員】 もう一つ、一言だけ実務的に申し上げたいのだけれども、家屋の評価と、課税標準について、地方税法では固定資産税の課税価額は適正な時価によると書いてありまして、適正でなければいけないのですけれども、少なくとも家屋は適正な時価を出すのが困難というか、実態と離れてしまっているのです。だから、小規模住宅の土地の評価が低いのではないかとのお話なのかもしれないけれども、では、その小規模宅地にある住宅がそもそも適正な時価で課税しているのかというと、適正な時価になっていないのです。古ければ古いほど経年劣化で価値ゼロになっているのです。マーケットプライスがないのです。建物がなくなると土地は高いと言われるわけですが、固定資産税は家屋の適正な時価を無視して課税しているわけです。



古い家屋の評価についての手立てがないということと、もう一つは、土地、家屋、償却資産については基礎控除ではなくて免税点です。だから、基礎控除があれば一定額が控除されて時価に近づくという感じがするのだけれども、免税点の金額も変えずに来ていますから、免税点以下というのはほとんどあばら家を超えたひどい建物でなければならないようなところですよ。家屋の評価には矛盾があるということをお願いしたいし、免税点でいいのか、基礎控除のほうがいいのかという、そういうことも我々としては考えていきたいと思っています。

【委員】 やはり3つ分離にしたほうがいいのかというのではないですか。

【小委員長】 この議論はなかなか尽きませんが、済みません、時間の関係がございますので、後半の議題に移ります。個人所得税と地方消費税、消費税、それから車体課税と非常に3つ一緒にしているのかという点がありますが、ともかく、これについて資料の説明をお願いします。

【税制調査課長】 まず、今の3つですけれども、論点のほうは、先ほどお示した「第2回小委員会の論点」に記載してあるとおりでございまして、個人所得税については所得再分配機能、控除等のあり方、地方消費税、消費税については改革の方向性、車体課税に関しては環境重視の視点から見た今後の車体課税のあり方としております。

恐れ入りますが、個人所得税、地方消費税、消費税、車体課税に関する資料は一冊にまとめておりますので、それを御覧ください。

資料1は個人住民税の概要、資料2は所得税の概要でございます。

資料3は、個人住民税と所得税の税率構造を示してございます。

資料4は、個人住民税と所得税、それぞれの所得控除の内容を示しています。

資料5は地方消費税の概要、6ページと7ページ、資料6は消費税の概要でございます。

資料7は、税制抜本改革における消費税・地方消費税の改正内容等でございます。

資料8は、その引上げ後の消費税収に係る国・地方の配分でございます。

資料9は、地方消費税引上げに係る東京都の影響額でございます。

資料10は、これも御参考ですが、今議論されている軽減税率の対象品目及び減収額と財源の規模について政府税調の資料から抜粋したものでございます。

資料11は、自動車税の概要、資料12は自動車取得税の概要でございます。

資料13は、昨年11月に取りまとめられた自動車関係税制のあり方に関する検討会報告書の概要でございます。

資料14がそれを受けていますけれども、平成26年度与党税制改正大綱の車体課税の部分の抜粋でございます。一番下のところですが、自動車税のところの2番目の一番下の段落ですが、消費税10%段階において、平成25年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で結論を得るとされております。

資料15は、「地球温暖化対策のための税」の概要でございます。

次に、今回、車体課税につきまして、本日御欠席の〇〇委員から御意見をいただいておりますので、御紹介いたします。

参考資料の「車体課税の環境税化に向けて」という〇〇委員の論文のコピーを御覧ください。この論文の後ろから2枚目の9ページのところを御紹介したいと思います。

〇〇委員はまず、平成26年度税制改正で、自動車税について、初年度課税として環境性能課税を初めて導入するとしたことについて、道路損傷負担金的な性質を帯びていた車体課税が環境損傷負担金的な方向に向けて移行していく第一歩だと評価できるだろう。将来的には、初年度に加えて平年度においても環境性能課税を導入す

ることが考えられてよいとされております。

また、今されているような提案に対して自動車業界が反発する可能性があるが、ドイツでは、ドイツ自動車工業会が、ドイツにおける自動車税グリーン化に賛意を表明している。これは、自動車のCO<sub>2</sub>排出規制が強化されていく方向性そのものが世界的に不可避であるならば、その方向に早く動いたほうが報われるような制度設計が税制上組み込まれることは産業界にとっても望ましい方向性と受け取られたからとしております。

それを受けて、日本においても人口減少で市場が減少していく中、環境に望ましい自動車開発の成否が未来の自動車産業の命運を握っているのだとすれば、税制としては自動車産業がその方向に向かって動くことを支援し、そうでない場合には罰するような税体系を構築し、産業育成を図っていくほうが中長期的には単なる減税よりもはるかに自動車産業に対して好影響を与えたとおっしゃっています。

説明は以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明いただいた資料について、何か御質問がございましたら。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 5ページの資料5ですが、上から3番目のところで、課税方式の中で譲渡割と貨物割につきまして、譲渡割は「当分の間」とあって、貨物割はそれがないのですが、違いは何なのでしょう。

もう一つは、10ページの資料9ですが、この表にある影響額というのはどういう意味の収入なのかよくわからないので御説明をお願いしたいと思います。

【小委員長】 この点、事務局からお願いします。

【税制部長】 まず、資料5の消費税のほうですけれども、譲渡割といいますのは、国内における課税資産の譲渡、通常取引で課税されているものでありまして、貨物割は輸入貨物に対して課税するものです。通常国内譲渡については、本来、地方公共団体、都道府県がみずから賦課徴収をするのだけれども、納税者の負担や体制が整わない等の理由により、当分の間、国にお願いをするというものでございます。

貨物割は税関でまとめて徴収いたしますので、これはもともと都道府県がやるよりも、最初から制度として国の徴収をお願いをするという形で使われているというものでございます。

資料10のほうの影響額でございますが、影響額というのは、どのくらい都にとって増収になるかという数字でございます。総額というのは、その結果、年額として幾らになるかというものでございます。いわゆる平年度化いたしますと右の総額というところに書いてある都税収入になるというものです。

【小委員長】 ありがとうございます。

ほか、質問がございましたら。

それでは、論点ですが、税目あるいは分野が3つにわたって申し訳ございませんが、御自由に御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 意見ということですので、先に意見を言わせていただきたいと思います。

個人所得税に関する意見なのですが、均等割は少し低過ぎるのではないかというのが私の実感でして、もちろん程度というものがこれはありますので難しさはありますけれども、まず最初に御議論すべきところの入り口として、均等割の増税に関しては、ぜひこの場で議論していただきたいと考えます。

【小委員長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。これは要するに全国的にという意味ですか。いわゆる標準税率でも東京都のどちらでもいいということですか。

【委員】 標準税率でも構いませんし、超過課税でも構わないです。

【小委員長】 いかがでしょうか。

【委員】 復興増税のことがあって、今、それも法人課税はそれを廃止して、さらに個人住民税の均等割だけ上げるということは、今の段階でなかなか言いづらい部分もあるのではないかとということなのではないかと思えます。私は自分の意見ではなくて、ほかの方々の考え方を私なりに考えて申し上げていると理解していただきたいと思えます。

先ほどのわがまち特例についても、私はどちらかという少数意見のほうでしたけれども、いろんなお考えがそこに合わさって出てきているということであると、今の段階で地方も国も法人課税を引き下げて、その恒久財源をどういうふうに今後していくのかということと今の環境下では議論が集約されますので、そうしたときにどの程度のことを言えるのかといったときに、復興財源の話も含めて、今後のことを考えたときにいろんな考え方はあるのでしょうかけれども、将来的には引き上げるということもあるのではないかと個人的には思いますが、その時期やタイミングはあるのかなと思えます。

【小委員長】 ありがとうございました。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 均等割が高いか低いかとか、感覚の問題だと思うのです。何か学問的に根拠があるのかというのが1つ目の質問です。もう少し意味のある根拠があるのかという話です。

2つ目には、素人の感覚問題でいいというのであれば、均等割は、一応名目的にみんな納税者なのだよという意識を出すためのものであって、ならば消費税が導入される前には意味があったと思えますけれども、消費税が導入された今日ではほとんど意味がないのではないかと。均等割は、単に取るのが面倒臭いだけです。住民としては、税金を払っていないと居心地が悪いか、何となく「お前は払っていないだろう」とかと嫌みを言われるのが嫌だというのはないわけではないと思えますが、現実的には今もう消費税をほとんどの人が確実に払っているということになっています。よほど仙人のように消費をしない人であればともかく、あるいは自給自足の生活でない限り、基本的に地方消費税は払っています。したがって、実際、地方消費税が住民税の均等割的な機能を果たしているので、本来、均等割はもう歴史的使命を終えたのではないかなと私などは感覚的には思うということが2点目であります。

3点目は、むしろ住民税は、本来ならローカルインカムタックス(地方所得税)にしてしまえばいいところを、このコミュニティチャージ的なところは残っているというのはありますけれども、こういう均等割的な変な超過課税をする自治体はありますね。あれはやめさせたほうがいいのではないかと思います。私の個人的な素人感覚で言っているというのであれば、率直に言うとそう思う。

本来ならば所得とか消費とか資産とかちゃんと経済的に負担し得るところに課すべきです。均等割のように人間に負担が課せるということは、人間が経済価値だということですね。要は人身売買を前提にしているような発想なのであって、これは全くナンセンスというのは私の個人的印象です。

【小委員長】 均等割についていろいろ御意見が出ていますが、いかがでしょうか。そのほかの点でも。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 まず今の〇〇委員の御意見ですけれども、都道府県民の合意により、追加的に負担をして、それで、森林や水源を守ろうという制度が導入されたのであれば、当時参加型税制ということが言われましたけれども、そういう形での超過課税というのがあり得ると思えます。

ただ、それを本当に均等割に乗せるのがいいのか、所得割に乗せるのがいいのかというのは議論があったところで、たしか神奈川県の場合には所得割に乗せているのですけれども、あれはたしか水の使用量と所得がある一定の比例関係があるということとを分析した上で導入を決めたということがあって、水の使用に対する応益的な負担というような考え方もできるという整理があったと記憶しています。

超過課税について気になっていることは2つあって、1つは、超過課税を行う場合に、所得割について「一の

率」と決められているのですが、それでいいのか。自治体によってある程度の所得水準以上のところで超過課税をやるというような、そういう余地というのがもう少し考えられてもいいのかと思います。これは国税と地方税の税に関する役割分担という議論の中で一の率と整理されたのだと思うのですけれども、そこをどう考えるかということですね。

それから、資料4のところに所得控除の概要についての記載がありますが、これは国のほうが政策的に行っている、例えば生命保険料控除とか、地震保険料控除のところについて、地方税のほうも国とセットでつき合うという格好になっているのですけれども、こういう形で人的控除以外の部分、政策的な国の所得課税の控除に地方がどこまでつき合うのかということも、国と地方の税に関する役割分担の中でももう少し考えられてもいいのではないかと思います。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

均等割の点、それから所得割の超過課税の点、所得控除のいわゆる政策税制的な所得控除の整理といった論点かと思います。昨年、前期の答申あるいは昨年度までの中間報告で幾つかその議論があったので、それについての記載はあったと思います。今、急にどうだったか思い出せませんが。

【税制調査課長】 あります。例えば25年度の中間報告ですと、27ページの税率構造というところがございまして、そこに今ちょうど〇〇委員がおっしゃったとおり、下から3つ目のポツのところに、個人住民税の税率については、現状では累進税率など独自の税率構造を適用することができない。しかしながら、個人所得課税の所得再分配機能の適切な見直しを求めることなど踏まえると、地方自治体の裁量権を拡大し、独自の税率構造を適用できるようにすることも考えられるということで、これも昨年度御議論がかなりあって、この形で書いてあります。

また、控除の話は、次の28ページの上のところに、これは生命保険控除だけ取り上げていますけれども、地方税である個人住民税における必要性を疑問視する意見があったということで書かせていただいています。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 前の中間答申の指針にもあろうかと思うのですが、地方税法で総合課税の所得割については一律10%だと決められてしまっていますね。これは非常に不届きだと申し上げて、前にもお話ししましたが、実際に私は自治体の首長が困ったという話を直後に聞いているわけです。ある区の区長さんが、うちの区では税率を10%一律にされて困ったというお話をされまして、本区においては、フラット化されたために、前年と比べてみて8.9%大幅な税の減収になったというプリントを配られたのです。東京とすれば、何も3%削って一律10%にする必要はなかったのではないかと私は思っていたので、やはり前のような13%の部分があるべきだと、強く思うようになりました。

特に、最近新聞でもいろいろ書かれているのだけれども、月給9,000万円などという人が東京都にたくさん住んでいるわけでしょう。新聞の報道では、役員報酬が10億円を超える人は月収9,000万円以上の給与所得者ですね。ほかに資産所得がいっぱいあるわけだけれども、ほかの資産所得は別としても、公表された給与所得が10億円を超えるという人が数百人もいるという、こういう東京都の実情から見ると、やはり私は改正前の13%の税率に戻すよう発信していく必要があるのではないかと考えております。

〇〇委員の御意見に賛成の部分として、控除の問題の中には、例えば人的控除が国と地方は随分違うのです。違うということが、その控除差を非常にビビットに感じる所得層の人たちには痛いのです。税率全体をフラットにすることが公平だと言っているのは、財務省がそういうふうと言っているだけであって、個々の納税者の皮膚感覚で言うと、国と地方の人的控除が違うということで自分の税負担がむしろ重くなったと感じている層があるということも考えなければいけないと私は思っています。できれば国と地方の人的控除を一致させ、あまり地方

としては効用のないような保険料の控除等々、そういうところは見直すということがいいのかなと私は思っています。

【小委員長】 ありがとうございます。

この点も前年あるいは前々年からずっと議論のあるところですが、改めて。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 これも質問なのですが、独自にやるというのは2つ意味があると思います。つまり、国と違うという意味と、その地方自治体がほかの自治体と別のことをやるという意味です。例えば控除をつくるとき、総務省の音頭のもとに地方自治体が一斉に制度を導入する場合はそうでないかもしれませんが、それぞれの地方が独自に控除を設けることによってかなり税務上のコストなり人手もかさむことになりませんか。

もう一つコメントですが、国につき合って税率を下げる場合に例えば税収が失われるのであれば、それを補うように地方が独自に均等割を上げればいいだけの話だと思います。地方は同じような税収を増やす手段は持っているので、地方自治の時代というのであれば、そのような手段を十分に御利用されればいいのではないかなと思います。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

ほか、住民税に関することですね。いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 個人住民税自体は賦課課税に近い方式になっていて、その賦課課税の方式になっているものに対して加算するかという話なのだろうと思います。加算するという観点だけで捉えれば、別に項目を定めれば多分できる話ですね。今でも控除金額を国税と異なる金額にしているものもあるわけですから、地方税法で加算するとすれば、できる気がするのですが、実務的にあれは手作業でやっているのですか。賦課課税をするときにですね。各個人の情報が流れてきて、そこで各個人の住民税の計算をするというときに、電子データではなくて紙ベースでもう一度起こしてやるとなると相当大変ですが、もしそうではないとすると、項目のところをなくすということを地方税法で決めればできる気もするのです。

【税制調査担当部長】 当然データでもらっていますので、要件が同じであれば、そのデータを使うか使わないかの話だけで、オール・オア・ナッシングでできる。ただ、条件を変えるとかということになると、また別途それはデータを地方独自に収集しなければならないところが事務コストがかかるのではないかと〇〇委員のお話だったのかなとお聞きしておりました。

【委員】 わかりました。関連したお話で、番号制度が入ることによってプラスになる部分もあると思いますが、番号制度では解消されないような部分について、別途地方で何らかのものを対応しなければならない部分があれば、そこを言うことができるといいのかなという気がしています。また、源泉徴収に関連する話で、普通徴収、特別徴収などがありますが、そういった観点の何か問題点がないのかというところが少し気にはなっているところではあります。

それと情報という意味で、所得税に依拠して住民税を納めるという形になっているとすると、所得税では引っかかってこない部分が住民税ではそのままになっているとか、そういうことが起きているのではないかと。もし、そういう問題があればお教えいただければと思います。

【税制部長】 現在、住民税は、給与所得者の場合、支払者が支払報告を居住地の区市町村に送っています。それをもとに住民税は課税されている。それから、申告納税者につきましては、確定申告書あれば今所得税と住民税と複写になっておりますので、その複写の部分を区市町村が税務署で同時に出てきたものについては受け取って持ち帰って入力をして処理をするという形にしております。

一部、所得税と住民税で課税最低限が異なりますので、住民税のみ申告をする方もいらっしゃる。これは住民税の申告書だけが出てくるというものです。一般的には所得計算は所得税の例によっておりますので、書かれていることがきちんと書かれておれば、所得税の申告書であろうと、住民税の申告書であろうと、後の作業は同じ。住民税のいわゆるふるさと納税と言っている他の地方団体に対する寄附、これは確定申告をしていただかないといけない、こういう仕組みになっています。

あと給与所得者について言いますと、支払報告、それから特別徴収という1年おくれの給与からの控除をやっておりますけれども、実は給与支払者は国税の場合は、所在地の税務署に1本で済むのですが、従業員がいろんなところに住んでいけば、全ての自治体に対して毎月毎月支払いをしなければいけない。これは地方団体のほうでいろんな仕組みを今後できれば一本化をして、明細書を転送すれば自動的に払い込まれるというのは多分できるかもしれないのですけれども、まだそこまでは至っていないということでございます。

番号制の話につきましては、所得の名寄せには活用できるだろうとは思っておりますけれども、それ以外のものについての番号制というのは、それぞれの制度で全て番号を活用するような形になりませんとなかなか実現は難しいのかなと。現在も国税とそれぞれの居住地における住民税とは一連の番号でやりとりをしておりますので、少なくとも国税のほうで名寄せができていけば、住民税のほうも自動的にできる。それから、住民税のほうは、住所地に送られてくる支払報告書、いわゆる給与所得以外のものがあれば、源泉徴収表等々、それから支払報告が送られてきますので、区市町村独自に名寄せをしているということでございます。これも番号がそこに記入されるようになれば、住所と名前が入っていますのでそこでわかるのですけれども、より正確にはできるかなとは思っています。

【小委員長】 ありがとうございます。

個人住民税の話、今、御議論いただいていることと、前々年度、前年度の中間報告と合わせた形で答申を今年はまとめていくこととなりますが、その点を御了解いただきたいと思っております。

ほかの地方消費税あるいは車体課税についても御意見いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。車体課税に関しては、〇〇委員が今日御欠席ですけれども、先ほど事務局から御意見を御紹介いただきました。これについては、こういう意見が出されたという扱いで今後取り扱ってよろしいでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 ここがどういう目的かということなのですが、前々都知事の時代だと多分環境税ということになって自然かなという気がするのですけれども、余り政策税制的な話は、私はそぐわないと思っています。今回、ここで車体課税の話も、これが中央で出てきたのは消費税との絡みですね。環境が云々という話ではなくて、地方の財源をどうするのかという話なので、そんな高尚な話でもない。もちろん、地方にとっては税収がなくなるということは重要なことなのですけれども。また、そもそも温暖化と言っても日本だけが温暖化対策をいくらやっても、温暖化がとまるわけではないですから。中国とアメリカがああいう感じですから。もちろん、地域環境にとって排ガス等がなくなるというのはそれはそれでいいことだと思いますけれども。いずれにしても、環境云々と、私の意見としては、今さら騒ぎ立てることではないかなと思っています。

以上です。

【小委員長】 御意見として伺いました。いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 私も自動車関連諸税のところについて話をさせていただきたいのですけれども、ちょっとはずっぱな議論からしてしまってもうしわけないのですが、例えば電気料金に課されている電源開発の促進税は必ずしも既存の電力にそのお金が、上がってきた税金が使われるわけではなくて、新電源の開発やあとはエネルギーの開発、新しい新エネルギーの開発のために、研究開発のために使われていると思っています。そういう意味では、

今度、車に課税をしたときに、そこから上がってくる税収を必ずしも自動車業界のために使わなくてもいいのではないかと思います。本来、環境税と言うならば、恐らく公共交通の充実のために自動車に関する課税を行うというのは筋だと思うのです。それはなぜかという、より環境に対して厳しい車ではなく、公共交通を使ってくださいというシナリオです。そういう路線の中から、自動車税を考えていくというのだとするならば、私は政策税制に何かしら意味があるのではないかと考えています。しかも、東京がやる価値はあると思っています。公共交通が最も発達しているからです。

今回いただいた〇〇委員の論文は、恐らく政治的に9ページ目の6で、「自動車産業発展のための車体課税価格」と書いてあるのですが、ここの日本語がそのまま入ってくると私には違和感があって、やはり公共交通のより有効な活用のためにモーダルなシフトを起こすための環境税制というような話になってきたほうが東京都らしいのではないかなと個人的には思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

車体課税について御意見が出ています。ほかの委員の方々も含めて、ほかにはいかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 車体課税というか、自動車関連課税という意味でいえば、もともとこの税制調査会は時代の変化に合わせて公平性を考え直すみたいなお話があったので、その意味では環境に関する負担の公平という問題から、それはいわゆる狭い意味での政策税制ではなくて、もうちょっとメタレベルにおける問題としてそれを位置づけ直すということは十分あり得るでしょう。また、この都税調自体は細かいことを具体的に意思決定する場ではなくて、将来に対してどのような税制であるべきなのかという方向性を東京都から国に発信する、あるいはほかの自治体に発信するという観点からすれば、環境に配慮したという税制の公平性を埋め込んでいくという方向で、全ての税制を見直す、という方針は有り得る。当然ながら、自動車関連や車体税も当然見直されるということになるのが筋であって、そういう意味では1つあるのではないかと思います。

2点目は、自動車関連税は資本主義経済というか、国の経済体制と非常にかかわってしまっていて、簡単に言えば自動車産業が日本の中核であるならば自動車関連税を負担できるということに尽きるということですし、自動車産業の見込みは今後ないとすれば、税負担も余り期待できないということです。ドイツは当然ながら自動車産業を基軸資本としようという意図を持っている。〇〇委員の意見も多分そうだと思うのです。自動車産業なくして日本産業はない。ならば、当然税負担もできるということだし、逆にいえば税負担しながらやるということがリーディングのセクターの当然の役割であるとともに能力である。これは産業のセクターごとにも能力負担が違うのです。電力のように自分で負担できないから、しょうがないから税金で助けてもらうというような墮落したセクターと、自動車のようにみずから税金も負担して全部を支えられるというセクターは当然違うということなのです。それは自動車産業をどう考えるのかと、またその能力があるのかということが非常に大きな問題です。もし自動車産業はだめだと、日本経済の未来はITとかアニメだと言ったら、ITやアニメに課税するしかない。日本の資本主義は変わったと考えていくしかない、というかが2点目です。

3点目は、所得課税に戻ってしまうのですけれども、年来の主張なのでもう別に聞きたくないと思うかもしれませんが、一応言っておきます。やはり扶養控除の問題は、少子・高齢化の観点から言うと、もう少し大幅に拡大していかないと公平性は担保できないということだと思います。つまり、子育て負担を負っている人と負っていない人の不公平、それから、高齢者の介護の負担を負っている人と負っていない人の不公平というのは極めて大きくて、もちろん社会保障関係でそれを給付のほうで確保するということはもちろん大事なことで、それをなくしていいという意味では全然ないのですけれども、と同時に、やはりこちらを控除のほうで、本当は私は税額控除してほしいと思いますけれども、控除のほうをもう少し拡大しない限り、とても公平性は維持できない。今だと簡単に言えば、親がいなくて子供がいらないという人が非常に得で、それで仕事がある人、しかも共働きであ

るなどというのが、精神的にはともかくとして経済的には一番裕福だということになる。そういうことになるわけで、かつては「標準世帯」の名の下で、そういう不公平はそれほど目立たなかったけれども、現在の不公平は余りにも著しいということで、この公平性は回復する必要があるのではないかなと思います。

もう一つ、配偶者控除について、一部でこれを見直すほうが男女平等に資するのではないかとされている人もいますけれども、これはむしろ逆であります。配偶者控除をなくすということは、生活のスタイルを各人が自由に描くのではなくて、全ての人は働くべきであるという特定の生活スタイルを強要することになります。これはライフスタイルの中立性から言って非常に問題があって、配偶者控除もむしろ拡大すべきものであるというのが私の意見です。これは世間とおよそ通じないと思いますが、どうも男女平等論者が、「女性の活用」と称して女性を長時間・低賃金労働させようという新自由主義者に騙されているのではないかと考えていて、ここはぜひちゃんと主張したほうがいい。配偶者控除というのは、ライフスタイルの選択に応じて、その結果として生じる負担の公平化について税制で配慮しましょうということなので、むしろライフスタイルの選択に対するニュートラルな制度である。これはなくせばなくすほどニュートラルでなくなり、特定の生活あるいは労働スタイルを強要するということになるわけですから、ここはぜひ御理解いただきたいなとずっと思っています。少数説であることはわかっていますが、一応言うておくということでもあります。

【小委員長】 ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 配偶者控除なのですけれども、先ほど〇〇委員がおっしゃったように、人の働くスキルというのは、ある一定の制度を前提として形成されるわけです。現行の制度で家庭に入ることを選んだ人にとっては、既に40、50ぐらいになって前提としていた制度を変えられるということは、約束されたのを反故にされることと同じではないかと思うのです。今の若い人たちには、将来的にはこういう制度になるよということで準備してもらうことはいいと思うのですが、既に準備期間を過ぎた人たち、つまり、本来だったらちゃんとキャリアキャパシティを持っている人で、そうであるにもかかわらず、現行の制度のもとにその家庭に入ることに価値を見出した人にとっては、途中で、もう40、50になって、いきなり前提としていた制度を変えられて、負担が増えるというのはフェアではない。もしそのような現行の生活に影響を与えるように制度を変える場合は、年齢別による選択的な適用なり何なりが必要だと思います。これは年金の問題でも同じことですね。今は旦那のもとで被保険者になっているひとに対し、いきなり保険料を自分で支払えというのは、これは制度的にも無理だと思います。

もう一つは、働いている女性の人が権利のように保育所がないと騒がれていますが、結局のところ彼女たちは保育所サービスとして現物サービスが給付されるわけですね。例えば、子供が生まれて4カ月ぐらいから保育所にお子さんを入れていらっしゃるご夫婦を存じ上げているのですが、お母さんもちゃんとしたキャリアを持っていてお二人とも1,000万円以上収入をもっていらっしゃる方ですが、果たして世帯所得が二千万以上になる方々に、乳幼児にかかる保育園分の公費を補助する必要があるのかという問題もあると思うのです。実際、そのような人たちは、公費補助がなくても私費だけで保育サービスを利用してもかなり高い生活水準を享受できる筈です。まあ、これは税制の話ではないので、そこまで話をすべきかは分からないのですが、配偶者控除などの人的控除に加えて、そこら辺をちゃんと考えてやるべきかなと思っています。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 配偶者控除についての今、両委員の御意見というのは大変貴重だろうと思います。とりわけ水平的公平、フェルドシュタインなどの議論で、制度が固定して対応行動してしまった人が、制度を変えることによって過去にさかのぼって対応行動をできない、またこれからも対応行動できないようなことについてはやはり考えなくてはいけないというのはおっしゃるとおりで、そこをどういうふうに盛るかはその方に、文言によりますけれども、やはりその辺のことはしっかりと書いておいていただいたほうが個人的には私もいいかなと思います。



以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

先ほど〇〇委員が言われた環境に関する論点は、前年度の中間報告も含めて、環境を重視した税制ということで項目が総論に入っています。これは各論以前の問題として総論のところで考えていますので、それをベースとして物事を考えようという態度はとらせていただきます。あとは車体課税の問題、いわゆる控除の問題、いろいろ御意見いただきましたが、ほかにはいかがでしょうか。

それでは、今、11時55分です。一応いろいろと御意見が出されていますので、今日出た御意見を踏まえて、それをまた前々年度、前年度の中間報告と合わせて、どういう形の答申案にまとめられるかということ、また提示させていただきます。今日のところはこれでよろしいでしょうか。

それでは、次回の第3回について、事務局から説明をお願いします。

【税制調査課長】 それでは、次回の第3回について、事務局から説明をお願いします。

第3回小委員会についてお知らせいたします。

次回の議題は、少子・高齢化、人口減少社会における税制のあり方に関することについて御議論いただく予定ですが、答申の方向性にかかわる事項になりますので、審議につきましては非公開とさせていただきたいと存じます。

日時と場所につきましては、別途お知らせさせていただきます。

【小委員長】 第3回小委員会につきまして、ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

【小委員長】 それでは、そのとおりさせていただきます。

それでは、本日の議事を終了いたします。

お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、第2回の小委員会を閉会とさせていただきます。

— 了 —